

○草津市人権教育推進事業補助金交付要綱

昭和59年6月1日

告示第81号

(趣旨)

第1条 市長は、国民的課題である同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、社会教育関係団体等（以下「団体等」という。）が実施する人権教育推進事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市人権教育推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象経費および補助金額は、別表のとおりとする。

(条件)

第3条 規則第5条に規定する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業は、人権問題の解決のために市民（市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。）を対象として実施するものであること。
- (2) 事業は、団体等の年間計画に基づき実施するものであること。

付 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行し、昭和59年度以降の補助金について適用する。

付 則（昭和60年4月15日告示第48号）

この要綱は、昭和60年4月15日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則（平成元年5月1日告示第67号）

この要綱は、平成元年5月1日から施行する。

付 則（平成14年4月1日告示第56号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成24年4月5日告示第81号）

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

付 則（平成25年4月1日告示第80号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第130号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日告示第67号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助金額
講演会・研修会講師謝金、講演会・研修会会場費、啓発資料作成費	補助対象経費の合計金額の3分の1を限度として市長が定める額（ただし、30,000円を限度する。）

備考 額の算定において1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。